

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

あなたに説明する重要事項は以下のとおりです。

1.事業所の概要

東根市地域包括支援センターしろみずは、東根市地域包括支援センター運営協議会要綱第2条第1号に基づき、社会福祉法人東根福祉会が開設したものです。

(事業者)

運営主体の法人名	社会福祉法人 東根福祉会
法人所在地	山形県東根市本丸南1丁目10-16
代表者名	理事長 大沼 天
電話番号	0237-43-6980
設立年月	平成元年5月

(事業所)

事業所名	東根市地域包括支援センターしろみず
管理者の役職・氏名	介護支援専門員 柴崎 ユカ
電話番号①しろみず ②しろみずサブセンター	①0237-53-0600 ②0237-53-0606
ファックス番号	0237-53-0609
メールアドレス	hokatsu.shiromizu@higashine-fukushikai.org
介護予防支援事業者番号	0601700024
設立年月	平成29年4月1日

2.事業所の目的及び運営方針

事業の目的

*利用者（要支援者、もしくは総合事業対象となった場合）に適正な介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント（以下「ケアマネジメント」という。）日常生活総合支援事業（以下「総合事業」という。）を提供することを目的とします。

運営方針

*利用者の生活機能の低下、重度化を予防し、自分らしい生活の実現ができるよう、心身の状態の維持、改善に配慮して支援を行うこととします。
*利用者の心身の状況、その置かれている環境などに応じて、適切な介護福祉サービス及び保健医療サービスが総合的かつ効率的に利用できるように支援を行うこととします。
*ケアマネジメントの提供にあたっては利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供される介護サービスなどが特定の種類又は、特定のサービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うこととします。
*事業の運営にあたっては、東根市、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域におけるさまざまな取り組み等との連携に努めます。

3.事業所の職員体制

管理者		事業所職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
主任介護支援専門員	1名以上	包括的かつ継続的なサービスが提供されるよう、地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制の構築を支援することに専門性を有する。
介護支援専門員	2名以上	主任介護支援専門員の仕事を補完しながら、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務を実践していく。
保健師	1名以上	介護予防支援・総合事業、給付等が効果的かつ効率的に提供されるよう、適切なマネジメントを行うことに専門性を有する。
社会福祉士	1名以上	相談を総合的に受け止め、訪問して実態を把握し、必要なサービスにつなぐとともに、虐待など高齢者の権利擁護に努めることに専門性を有する。

4.当事業所が提供するサービスと料金

事業者は、介護予防サービス計画（以下「ケアプラン」という。）の作成、ケアプラン作成後の便宜の供与及びケアプランの変更を行うこととします。

ケアプランの作成	<ul style="list-style-type: none"> * 家庭を訪問し、面接により抱えている問題点や解決すべき課題を分析します。 * 介護予防支援サービス・支援計画表の原案を作成するに当たり、複数の居宅サービス事業者に関する情報を提供し、ご利用者にサービスの選択を求めます。 * 当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求められた場合は十分な説明を行います。 * 入院する必要がある場合には、担当介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所へ伝えるよう依頼します。 * 利用者の心身の状況、置かれている環境などを把握し、ケアプラン及びその他の必要な福祉・保健医療サービスが総合的かつ効率的に提供するように配慮して行うものとします。
ケアプラン作成後の便宜の供与	利用者及びその家族等、介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行い、ケアプランの実施状況を把握し、ケアプランの目標に沿ってサービスが提供されるよう介護予防サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、利用者の意思を確認し、要介護・要支援認定の更新に必要な援助を行うものとします。
ケアプランの変更	利用者がケアプランの変更を希望した場合、または事業者がケアプランの変更が必要と判断した場合、事業者と利用者双方の合意に基づき、ケアプランを変更することをいいます。

利用料金について

介護予防支援・総合事業に関わるサービスの利用料金については、原則として介護保険制度から全額給付されるため、自己負担はありません。但し、保険料の滞納等により法定代理受領ができなくなった場合、下表の料金を頂き、後日東根市の窓口より全額払い戻しを受けることがあります。

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント費		
介護予防支援 1・2 事業対象者	4420円/月	利用者に対して、介護予防支援もしくは介護予防ケアマネジメントを行った場合に算定されます。
加算項目	料金	算定要件
初回加算	3000円	新規に介護予防サービス計画を作成する利用者に対し指定介護予防支援もしくは介護予防ケアマネジメントを行った場合については、初回加算として1月につき加算されます。
委託連携加算	3000円	利用者一人につき指定介護予防支援を指定居宅介護支援事業所に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該居宅介護支援事業所に提供し、ケアプラン作成等に協力した場合に、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者一人につき1回を限度として加算されます。

5. 通常事業の実施地域および営業時間

通常の事業実施地域	小田島地区・長瀬地区・大富地区・東郷地区・高崎地区
営業日	月曜日～金曜日（但し、祝祭日、12月30日～1月3日を除く）
営業時間	午前8時30分～午後5時30分（但し電話により24時間常時連絡可能）

6. 介護予防支援事業所の業務の委託

ケアプランの作成、作成後の便宜の供与及びケアプランの変更は、東根市内の居宅介護支援事業所に委託することができるものとします。この場合、委託先の事業所名を提示することとします。

* 遠隔地においては、市外の事業所に依頼する場合があります。

7. 苦情申し立て窓口、苦情処理の対応手順

サービスをご利用された際の苦情に関して、市町村、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合には、それに従って必要な改善を行うこととします。

窓口設置場所	東根市大字郡山672（小田島ふれあい交流館内） 東根市地域包括支援センターしろみず
苦情処理対応時間	平日午前8時30分～午後5時30分
電話	0237-53-0600
ファックス	0237-53-0609
苦情処理担当者	介護支援専門員 柴崎 ユカ

* 担当者が不在で対応できない場合においては、他の職員がこれにあたることとします。

行政機関その他の 苦情処理受付機関	* 東根市健康福祉部福祉課 介護保険係 東根市中央一丁目1番1号 TEL0237-42-1111
	* 山形県国民健康保険団体連合会 寒河江市大字寒河江字久保6 TEL0237-87-8006
	* 山形県福祉サービス運営適正化委員会 山形市小白川町二丁目3番31号 TEL023-626-1755

8. 事故発生時の対応

事故発生時の対応	事業者は、契約者に対する介護予防支援サービス等の提供により事故が発生した場合、また介護サービス提供中に症状の急変や緊急事態が生じた場合は速やかに主治医や家族、市町村に連絡をするとともに、必要な措置を講じます。また、当該事故により契約者に賠償すべき結果が発生した場合には速やかに損害賠償を行うこととします。
----------	--

9. 虐待防止について

虐待防止の取り組み	<p>事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。</p> <p>(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。 虐待防止に関する担当者：介護支援専門員 柴崎 ユカ</p> <p>(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業員に周知徹底を図ります。</p> <p>(3) 虐待防止のための指針の整備をしています。</p> <p>(4) 従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。</p> <p>サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報します。</p>
-----------	---

10. その他運営に関する重要事項

資質の向上	事業所は、介護支援専門員、保健師及び社会福祉士の資質向上を図るために研修の機会を設けます。
守秘義務	職員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならないことを鑑み事業者は業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持させるため職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。

11. 個人情報の使用に対する同意について

包括支援センターには、業務を遂行するうえで知り得た利用者又はその家族の情報について守秘義務があります。しかし、適切な介護予防支援を行ううえで、連携を取り得る機関に対して、必要最小限の情報を、同意いただいたうえで使用させていただくこととします。

本書2通を作成し、それぞれ1通を保管するものとする。

令和 年 月 日

当事業所は、契約者に対する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供開始に当り契約者・契約者の家族に対して、本書面に基づき上記の事項について説明いたしました。

所在地 東根市大字郡山672（小田島ふれあい交流館内）

事業者 東根市地域包括支援センターしろみず
社会福祉法人東根福祉会 理事長 大沼 天

説明者（職名） (氏名)

私は本書面に基づいて事業者から上記の件について説明を受けました。

私は介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの利用申し込み、サービス提供開始に同意します。

契約者

住所

氏名

Ⓔ

契約者の家族

住所

氏名

Ⓔ

個人情報使用同意書

私（および私の家族）は私（および私の家族）の個人情報の使用については、下記により必要最小限の範囲で使用することに同意します。

記

使用目的

- (1) 介護予防サービス等の提供を受けるに当たって、担当職員と介護予防サービス事業者等との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合
- (2) 上記(1)のほか、居宅介護支援事業所又は介護予防サービス事業所等との連絡調整のための必要な場合
- (3) 現に介護予防サービス等を受けている場合で、私が体調を崩し又はケガなどで掛かりついでない病院へ行ったときに医師・看護師などに説明する場合
- (4) 介護予防サービス計画作成を居宅介護支援事業所に委託している場合に、その委託した居宅介護支援事業所との連絡調整のために必要な場合
- (5) 市や国民健康保険団体連合会から提示を求められた場合

個人情報を提供する事業所

- (1) 介護予防サービス計画書に掲載されている介護予防サービス事業所等
- (2) 受託した居宅介護支援事業所
- (3) 病院または診療所（体調を崩し又はケガなどで診療することになった場合）
- (4) 市、国民健康保険団体連合会
- (5) 上記の他、適切なサービス体制が提供されるよう、関係する機関

使用する条件

- (1) 個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払う。
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容などの経過を記録する。

以上

令和 年 月 日

所在地 東根市大字郡山672（小田島ふれあい交流館内）

事業所名 東根市地域包括支援センターしろみず
社会福祉法人 東根福社会

私は、個人情報の使用について、最小限の範囲で使用することに同意します。

契約者

住所

氏名

印

契約者の家族

住所

氏名

印